

第2回兵庫県規制改革推進会議 議事要旨

1 開催実績 令和2年12月17日(木) 10:00～11:55 県庁3号館第1委員会室

2 出席委員 中川 丈久(神戸大学大学院法学研究科教授)
三輪 康一(神戸大学名誉教授)
三原 修二(兵庫県経営者協会会長)
福永 明(日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長)
中後 和子(学校法人和弘学園理事長・明舞幼稚園長)
※藤本 和弘(兵庫県農業会議会長)は欠席。
(オブザーバー)
金澤 和夫(兵庫県副知事)
庵途 典章(県町村会会長(佐用町長))
※谷口 芳紀(県市長会会長(相生市長))は代理出席

3 審議の内容

(1) 第1回会議で継続審議となった項目

①幼稚園型認定こども園の保育室面積基準の緩和

(委員)

幼保連携型認定こども園は、地域の実情に応じた柔軟な定員設定が可能であることが判明したことにより、播磨町は、面積特例のある幼保連携型認定こども園への移行を検討するということである。播磨町の課題が解消されることは良かった。

一方、現在1号認定の子どもが減少し、2、3号認定の保育が必要な子どもが増加傾向にある。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、働く母親が一層増加し、保育ニーズがさらに高まることも考えられる。そうすると、保育園だけでは不足し幼稚園の認定こども園化が必要になってくる。

保育ニーズの増加に対応するためには、新しい施設を作るよりも、既存の施設を上手く活用する方が効率的である。今後、幼稚園の認定こども園への移行に際し、新たな支障事例が出た場合は丁寧に対応頂きたい。

《審議を踏まえた対応方針》

所管部局の対応案どおり現行制度を維持する。但し、今後、保育需要が高まる中、新たに支障事案の提案があった場合には、審議を行う。

②高校生が就職活動をする際の「1人1社制」の見直し

(委員)

離職率をどのように下げるかという観点では、1人1社しか受験出来ないとか、2社以上受験出来るということよりも、学校がより多くの情報を収集し、生徒の適性にあった進路指導をすることや、インターンシップを活用して生徒自らが職場を体験することの方が大切である。

(委員)

学校の先生が相当な努力をして、生徒と企業をマッチングしている現状を踏まえると、大学生のように自由に企業に応募するより、現在の1人1社制の方がはるかに良いと思う。

(委員)

生徒と企業のマッチングにおいて、商業等の専門系学校は、相当のノウハウを持っていると思うが、普通科の学校の場合はどうか。

(所管部局)

各高等学校に進路指導部を設けて、進路指導部で就職と進学の両方を指導している。ノウハウもきちんと受け継いでいる。また、就職希望者のインターンシップについても、県教育委員会では実施率100%を目標にしており、実績として9割近い生徒がインターンシップを実施している。普通科高校においても、就職活動の支援は充実していると考えている。

(委員)

進路指導部で、きめ細かい対応をすることは非常に重要なことだと思う。しかし、だからといって1人1社制でいいということには繋がらない。

生徒には様々な考え方がある。1人1社制ではない方がいいという企業や生徒も少数派であるが存在する。今すぐに1人1社制を変える必要はないとしても、本当に1人1社のままだいいのかということとは継続的に考えるべきである。

《審議を踏まえた対応方針》

所管部局の対応案どおり、当面は現行制度を維持するものの、ニーズに応じたきめ細かい対応に向け、引き続き1人1社制の制度のあり方を検討していく。

(2) 第2回会議で新たに審議する項目

①入札等で使用する使用印鑑届の見直し

(オブザーバー)

物品関係の入札ということに限定した議題となっているが、入札行為は物品だけではない。市町は、県の方針に準じて手続を行っている。物品だけでなく入札行為全体についての押印の取扱いはどうなっているのか。

(所管部局)

使用印鑑届は、物品以外の入札では求めている。これまで物品の入札に限って求めているので、それを廃止するということである。この他、工事を含め全ての入札に関する手続の押印について、廃止する方向で議論をしている。

(委員)

使用印鑑届を廃止し、紙入札の場合は参加者からマイナンバーカードや運転免許証などの本人確認書類の提示を求めるとあるが、入札書は誰が持ってくるのか。その人が、入札に参加している会社の人なのかどうかをどのように確認するのか。

(所管部局)

入札書は会社の代表取締役や支店長が持ってくる場合の他、代理人が持って来る場合がある。代理人が入札書を持って来た場合は、代表取締役の押印のある委任状と入札書を持ってきた人の本人確認書類をセットで確認することになる。

(委員)

委任状に代表取締役の押印を求めるとすれば、実質的には変わっていないのではないかと。

(所管部局)

委任状は、県で様式を定めて行っている手続ではない。また入札手続に限らず、委任状の提出を求めることは、行政手続あらゆる場面で共通する話である。委任状に押印が必要かどうかは入札手続に限定した話ではなく、行政手続の委任状に押印は必要なのかという議論が必要である。

《審議を踏まえた対応方針》

所管部局の対応案どおりの方針とする。

なお、入札手続に限らず行政手続に必要な委任状への押印の必要性について、今後、県の行政手続に関する押印、書面規制等の見直しの中で検討すること。

②産業廃棄物収集運搬業更新許可における手続（対面規制）の見直し

（委員）

そもそも、法的根拠がなく要領により提出方法を持参に限定していることは問題であり改めるべき。当該事案以外に、申請書類の持参を指導しているケースがないか確認した方がよい。

（事務局）

新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ見直しが進んでいるが、現状について調査を行っている。

（委員）

対面での行政指導が必要等の観点から書類の持参を求めていると思うので、対面での指導に代えて、どういう形で必要な指導をするのかもあわせて考えていく必要がある。例外的に、指導のためにどうしても対面指導が必要だという事情があるならば、その限りでは見直しを慎重に考える必要がある。

《審議を踏まえた対応方針》

所管部局の対応案どおりの方針とする。あわせて、一般的に類似の事案についても検討する。

③宅地建物取引業者免許申請指導事務 事務所要件に関する審査事項の明確化

（委員）

提案内容は、事務所要件を明確化してほしいということであるが、明確化することで余分なルールが追加され、規制改革と逆の方向に行く恐れがある。手引きの見直しの際は、本来規制すべき内容かどうかについて十分精査する必要がある。

また、県から事務委託を受けた受託者は、厳密に対応しようと、念のためという思いで要件を追加し、規制が増える場合もある。受託者自らこれだけでいいと判断することは難しく、県が委託するとき、不必要なルールを受託者が加えないよう見ておくことも必要である。

（委員）

手引きには分かりにくいものが多い。分かりやすい手引きの作成に向け、文字だけでなく、音声ガイドや動画を活用するなどの工夫も必要である。デジタル化が進んでいる中、文字だけでなく時代をリードした手引きとなるよう検討してほしい

（所管部局）

音声ガイドや動画はすぐには難しいかもしれないが、図示の追加や文書の補足を行い、誤解を与えないような手引きの見直しを行いたい。

(委員)

手引きの見直しにあたっては、リモートによる対応に関することも記載してはどうか。契約の場合はリモートという訳にはいかないかもしれないが、話し合いの場面では、事務所に行かなくてもリモートで出来るのではないか。

(所管部局)

事業者がお客に行う重要事項説明を、対面ではなくITを活用して行う社会実験が実施されており、将来的に、それが導入されていくのではないかと思う。手引きに反映できる部分は付記していく。

《審議を踏まえた対応方針》

所管部局の対応案どおりとする。但し、手引きの見直しにあたっては、事務所要件が過度な規制とならないように留意すること。

(3) 報告事項

①行政手続に関する押印の見直し

(委員)

押印に代わる本人確認手段として、住所や電話番号に加え、電子メールアドレスを申請等の様式に記入することを求めるとあるが、お年寄りの場合、電子メールアドレスを書くことが困難な場合もあるのではないか。

(所管部局)

申請書類の内容を確認する場合や補正をお願いする場合、通常、電話でのやりとりが考えられるが、日中仕事をしている方などは、電話が繋がらないケースもある。業務の効率化を考えた場合、連絡方法の選択肢を広げることが必要であり、電子メールアドレスも記入して頂こうと考えている。

しかし、申請等の様式に電子メールアドレスを記入する欄は設けるが、電子メールアドレスを持っていない方や、忘れてしまった方など色々なケースが考えられるので、電子メールアドレスを記入していなくても申請書類等の不備とはせず受領する。これを徹底していきたい。

(委員)

資料3、2頁(1)に記載している押印を廃止するかどうかの検討は難しい。押印が信用の裏付けになっており、押印を廃止するのであれば、他の方法で本人確認をする必要があるが、なかなかアイデアは思い浮かばない。デジタル化が進んでいるドイツなどの先進国の事例も参考にしながら対応していくべきである。サイン文化と押印文化の違いがあるかもしれないが、どのような仕組みになっているのか調べてみてはどうか。

(委員)

今後、高齢化が進み代理で手続する方が増えてくると思う。これまで実印は、代理が悪用される場合の歯止めにもなっている。本人が手続をする場合は、押印は必要ないと思うが、(重要手続で、) 代理人を立てるとか第三者が保証人になるというような場合は、悪用されないような仕組みを考えておく必要がある。

(オブザーバー)

銀行での入出金を考えて場合、昔は押印が必ず必要だったが、今はお年寄りも含め誰でも押印無しで手続をしている。カード、ID番号、暗証番号などで本人確認をするといった手段が整備され、誰にでも使える状態になっていけば、実印を含めて押印は必要ない。そういう本人確

認をするためのデジタルの手段が使える状態になっているかいないかが、メルクマールであり、使える状態になっていなければ、本人確認のための押印は残さざるをえない。

一方、本人確認をどこまで厳密に要求する必要があるのかということは、改めて見直す必要があると思う。

(事務局)

資料3、2頁(1)に記載のものは、お金の貸し借りや保証、連帯保証人に押印を求めているものであり、本人確認の必要性の度合いが高いものと考えている。(3)も、入学時の保証人に関するもので、身元保証人の成りすましのリスクがある中で、本人であることをどう担保していくかということが課題である。マイナンバーカードの電子署名を使えば本人確認は出来るが、第三者を含めてどのように確認するかとなると難しい。

また、契約書については、地方自治法で押印が規定されているが、国が契約書の押印をどうするかまだ分からない状況でもある。

契約や借用証書というようなものを電子化していくという土台が出来ているか、第三者の本人確認を電子で出来るかという、2つの要素を考えた場合、現時点で簡単に押印を廃止できないのではないかと考えている。

(委員)

貸付の場合は、滞納の恐れもあるので、本人確認は重要である。

今後、全国で様々な押印が廃止となり、マイナンバーカードによる本人確認が主流となると、普及が進んでいないマイナンバーカードの取得が進んでくるのではないか。印鑑証明も、実印を変えればいつでも変更することが出来てしまう。マイナンバーカードで追跡ができるという点では、重要手続における実印の押印は今すぐには廃止できないが、マイナンバーカードが浸透して、周りの制度が変わってきた時に廃止が出来るのではないか。

(委員)

マイナンバーカードの取得率が低いと聞いている。マイナンバーカードの普及に向け、県が取り組むべきことはないのか。個人の公的認証はマイナンバーカードが軸だというようなことを言っていけばいいのではないか。

(事務局)

マイナンバーカードの普及に向けて協議会を作り取り組んでいる。本県のマイナンバーカードの取得率は全国4位であるが33%とまだ3分の1程度である。今後、図書館との連携など県独自でのカードの利活用を検討していく。

(委員)

資料3、2ページ(1)は、取引の安全性確保のため本人確認がどれぐらい必要なのか、実印以外の本人確認方法があるのかを再度検討する必要がある。

(2)は、金融機関の動向も関係するので、全国の状況等も踏まえ検討すべきではないか。

(3)の認印を可能としている手続のうち各学校の身元保証人としての書類は、保証書であると明確にわかる一文を様式に書き、これに署名してもらうようにすれば、他人が勝手に書かなくなることが期待できるので十分ではないかと思う。認印というものはその程度の話ではないか。

(オブザーバー)

そもそも、各学校の入学誓約書の第三者保証それ自体が必要なのかという根本の議論がある。

(委員)

性善説だけでなく、性悪説でも考えなくてはいけないのではないか。親も第三者も借りたお金を返さないという例は沢山ある。

今後、マイナンバーカードで、日本全国どこでも本人確認が出来るというようになっていくと思うので、それを活用する方が、実印や認印を押印してもらうよりよいのではないか。

《審議を踏まえた対応方針》

今回の意見も踏まえ、押印の存続も含め引続き検討する手続の検討状況について、次回会議で報告する。

②電子収納の促進

(委員)

第1回会議での意見に沿った整理がされている。

《審議を踏まえた対応方針》

報告資料のとおり承認。